

キーワードを入力

ユーザーページ 購読一覧

トップ | 速報 | 写真 | 映像 | 雑誌 | 個人 | 特集 | 意識調査 | ランキング

雑誌トップ 新着記事一覧 雑誌媒体一覧

仮想通貨取引の「税金」 2種類の通貨で損益通算は可能か

4/12(木) 20:00配信



株式投資の場合、株の値上がり益に対して「20%」、配当にも同じく「20%」の税金がかかる。では、ビットコインなど仮想通貨で利益が出た場合の税金はどうなるのか。『ビットコイン相場の読み方』などの著書もあるビットコインアナリストの田代昌之氏（フィスコデジタルアセットグループ代表取締役）が、次のように解説する。

仮想通貨取引に関する「税金」は
どうなっているのか

* * *

国税庁は2017年12月1日に、仮想通貨で得た所得の計算方法等についての詳細内容をホームページ上で公表している。それによると、ビットコインをはじめとする仮想通貨を売却または使用することにより生じる損益については、原則として「雑所得」に区分され、所得税の確定申告が必要になるとしている。

雑所得とは、利子所得、配当所得、事業所得、不動産所得、給与所得、退職所得、譲渡所得、山林所得、一時所得の9種類のいずれにも当たらない所得を指す。

現在、上場している株式や公社債など金融商品取引法上の有価証券に該当するものには、差し引きをして課税対象の所得を減らせる「損益通算」と呼ぶ仕組みがある。また、損失は3年間繰り越し、将来の利益と相殺することもできる。

一方、仮想通貨の場合は有価証券に該当しないので、損益通算などの税制メリットを受けられず、所得に応じた累進課税が適用される。具体的には、給与所得などの他の所得と合算され、総所得金額に応じて5~45%という累進課税がかかることになるのだ。

一見すると厳しい税制適用と思われるが、新しい投資の税制適用は、当初は雑所得になることが多い。FX（外国為替証拠金取引）も、誕生した当初は最大税率50%だったが、7年後にFX業者が金融庁の監督下に置かれ、15年後の2012年によく一律20%課税、損失の繰越控除が3年間可能となったのだった。

こうした例を考えれば、仮想通貨の税制が使い勝手がいい制度となるには時間がかかるということかもしれない。

次ページは：課税されるのは売却益が出た場合だけではない

前へ 1 2 次へ

1/2ページ



雑誌アクセスランキング (経済)

- 1 新社会人が絶対に手を出してはいけない「マネー3悪商品」
ダイヤモンド・オンライン 4/11 (水) 6:00
- 2 TDLも京都も「鬼混み」でもう限界！日本の混雑を解消する切り札とは
ダイヤモンド・オンライン 4/13(金) 6:00
- 3 安倍政権「また新文書で右往左往」の異常事態
東洋経済オンライン 4/12(木) 12:30
- 4 カジノで106億円溶かして服役、大王製紙前会長のオーナー経営者論
ダイヤモンド・オンライン 4/10(火) 6:00
- 5 ジューシー、じわり復活でも満足できない理由
東洋経済オンライン 4/13(金) 6:00

PR 脱税容疑で逮捕されないために弁護士を
日比谷ステーション法律事務所



Yahoo! JAPAN広告

キーワードを入力 [] ユーザーページ 購読一覧
トップ | 速報 | 写真 | 映像 | 雑誌 | 個人 | 特集 | 意識調査 | ランキング
雑誌トップ 新着記事一覧 雑誌媒体一覧

仮想通貨取引の「税金」 2種類の通貨で損益通算は可能か

4/12(木) 20:00配信



課税されるのは売却益が出た場合だけではない

なお、国税庁は具体的に見解を示していないが、たとえばビットコインの取引では利益、イーサリアムの取引では損失を計上した場合などは、仮想通貨全体で損益計算をするため、雑所得の損益通算することは可能だと思われる。ただし、損失を翌年度へ繰り越すことはできないので、1年ごとに損益を確定する必要がある。付け加えると、仮想通貨をただ保有しているだけで含み益が生じている場合は、課税対象とはならない。

では、具体的に仮想通貨取引で発生した損益はどのように計算したらいいのか。保有する仮想通貨を売却(日本円に換金)した場合は、その売却額と仮想通貨の購入時の取得額との差額が所得金額となる。保有する仮想通貨を他の仮想通貨を購入する際の決済に使用した場合は、その使用時点での他の仮想通貨の購入額と保有する仮想通貨の購入時の取得額との差額が所得金額となる。

たとえば、1ビットコインを50万円で取得していた人が60万円に値上がりした時に、その1ビットコインを決済に使用して60万円分の他の仮想通貨を購入した場合、その差額の10万円が所得金額になるということだ。

また、保有する仮想通貨を商品購入の際の決済に使用した場合も、その使用時点の商品購入額と仮想通貨の購入時の取得額との差額が所得金額となる。つまり、仮想通貨を売却(日本円に換金)した場合だけではなく、仮想通貨と仮想通貨を交換した場合や仮想通貨で商品を購入した場合にも課税されることは認識しておくべきだろう。

前へ 1 2 次へ

2/2ページ

【関連記事】

- 仮想通貨の「みなし業者」、廃業・身売りまでのカウントダウン
2018年のビットコイン価格は上がるか下がるか?
2020年の給与明細 月収30万円会社員の手取り年収は29万円減
ビットコイン市場に影を落とすマウントゴックスの「負の遺産」
総合課税選択で配当金の税率20%以下も 投資家のための確定申告テクニック



最終更新:4/12(木) 20:00

マネーポストWEB

記事提供社からのご案内(外部サイト)

マネーポストWEB
株式会社 小学館
Facebookページ

暮らしのマネーから投資情報まで、お得なニュースを毎日発信中。読者に人気の記事はこちら!



雑誌アクセスランキング(経済)

- 1 新社会人が絶対に手を出してはいけない「マネー3悪商品」
ダイヤモンド・オンライン 4/11(水) 6:00
2 TDLも京都も「鬼混み」でもう限界!日本の混雑を解消する切り札とは
ダイヤモンド・オンライン 4/13(金) 6:00
3 安倍政権「また新文書で右往左往」の異常事態
東洋経済オンライン 4/12(木) 12:30
4 カジノで106億円溶かして服役、大王製紙前会長のオーナー経営者論
ダイヤモンド・オンライン 4/10(火) 6:00
5 ジューシー、じわり復活でも満足できない理由
東洋経済オンライン 4/13(金) 6:00

PR 脱税容疑で逮捕されないために弁護士を。
日比谷ステーション法律事務所



Yahoo! JAPAN広告